

「建築工事における週休2日促進工事」令和8年4月 特記仕様書

本工事は、十日町市「建築工事における週休2日促進工事」の対象案件である。

受注者は、受注後速やかに「建築工事における週休2日促進工事」実施要領に基づき、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の取り組みの希望の有無を工事着手前に、監督員に工事打合せ簿等で報告するものとする。

受注者は、工事着手前に、希望した週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」（分離発注工事の場合は「現場休息の予定日」）を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で提出し、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

通期の週休2日の達成を前提に補正係数1.00により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、また、補正係数1.00により現場管理費を補正して予定価格を作成している。

発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、完全週休2日（土日）を達成した場合は、補正係数を1.01に変更し現場管理費を補正することで請負代金額のうち補正分を増額変更する。また、月単位の週休2日を達成した場合は、補正係数を1.02に変更し労務費を補正することで、請負代金額のうち補正分を増額変更する。

その他詳細は、実施要領を確認すること。

実施要領は、十日町市ホームページから入手できる。